

市第66号議案

横浜市港湾施設条例の一部改正

横浜市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年12月 4 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市港湾施設条例の一部を改正する条例

横浜市港湾施設条例（平成30年10月横浜市条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 号の表中

「

3,000 円

」を「

3,100 円

」に、

「

6,300 円
2,700 円

」を「

6,400 円
2,800 円

」に、

「

6,000 円
270 円
27 円
16 円

」を「

6,100 円
280 円
28 円
17 円

」に、

「

1,600 円
5,400 円

」を「

1,700 円
5,500 円

」に、

「

12,000 円

」を「

14,000 円

」に、

5,400 円

 を

5,500 円

 に改め、同表第 2 号の表中

「

110 円
160 円
240 円

」を「

120 円
170 円
250 円

」に、

「

490 円
650 円
1,100 円
1,600 円

」を「

500 円
660 円
1,200 円
1,700 円

」に改め、同表第 3 号の表中

「

120 円
1,200 円
120 円
1,200 円
5,800 円

」を「

140 円
1,400 円
140 円
1,400 円
6,800 円

」に改め、同表第 4 号の表中

「

5,400 円

」を「

5,500 円

」に、

「

120 円
1,200 円

」を「

140 円
1,400 円

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市港湾施設条例別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の占有に係る占用料について適用し、同日前の占有に係る占用料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

港湾施設の占用料を改定するため、横浜市港湾施設条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市港湾施設条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

別表第 2（第 18 条第 3 項）

- (1) 電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱、広告塔その他これらに類する工作物を設ける場合の占用料

区 分	単 位	占 用 料
第一種電柱	1 本につき 1 年	<u>3,100円</u> 3,000円
(省 略)		(省 略)
第三種電柱		<u>6,400円</u> 6,300円
第一種電話柱		<u>2,800円</u> 2,700円
(省 略)		(省 略)
第三種電話柱		<u>6,100円</u> 6,000円
その他の柱類		<u>280円</u> 270円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	<u>28円</u> 27円
地下電線その他地下に設ける線類		<u>17円</u> 16円
(省 略)		
地下に設ける変圧器等の工作物	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>1,700円</u> 1,600円
変圧塔その他これに類するもの又は公衆電話所	1 個につき 1 年	<u>5,500円</u> 5,400円
(省 略)		(省 略)

広告塔	表示面積 1 平方メートル につき 1 年	<u>14,000円</u> 12,000円
その他のもの	占用面積 1 平方メートル につき 1 年	<u>5,500円</u> 5,400円

(備考省略)

(2) 地下埋設物を設ける場合の占用料

区 分		単 位	占 用 料
埋設管	外径が0.07メートル未満 のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	<u>120円</u> 110円
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		<u>170円</u> 160円
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		<u>250円</u> 240円
	(省 略)		(省 略)
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		<u>500円</u> 490円
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		<u>660円</u> 650円
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		<u>1,200円</u> 1,100円
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		<u>1,700円</u> 1,600円
	(省 略)		(省 略)
(省 略)			

(3) 上空工作物を設ける場合の占用料

区 分	単 位	占 用 料
(省 略)		

旗ざお	催事、集会その他これらに類する行事に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>140円</u> 120円
	その他のもの	1本につき1月	<u>1,400円</u> 1,200円
幕	催事、集会その他これらに類する行事に際し、一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1日	<u>140円</u> 120円
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>1,400円</u> 1,200円
アーチ		1基につき1月	<u>6,800円</u> 5,800円
(省 略)			

(備考省略)

(4) その他の物件又は施設を設ける場合の占用料

区 分	単 位	占 用 料
太陽光発電設備又は風力発電設備	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>5,500円</u> 5,400円
(省 略)		(省 略)
(省 略)		
催事、集会その他これらに類する行事に際し、一時的に設ける露店、商品置場その他これらに類する施設	占有面積1平方メートルにつき1日	<u>140円</u> 120円
工事用施設その他これに類する施設	占有面積1平方メートルにつき1月	<u>1,400円</u> 1,200円

(第 5 号省略)